

第3回 伊予市子ども・子育て会議 議事録

- 日 時 : 平成26年8月2日(土)
午後1時30分～午後3時
- 場 所 : 伊予市総合保健福祉センター
2階 第1会議室
- 出席者 : 田中祐美子委員、上岡慎市委員、池内道子委員
(委員) 松本綾美委員、黒田里美委員、友沢祐一委員、中岡典子委員
坪内 寛委員、上本昌幸委員、西村啓子委員、谷本圭司委員
田中 浩委員、片野美穂子委員、武田淳一委員
大野京子委員、太森真喜恵委員
(事務局) 西川重子子育て支援課長
下岡裕基子育て支援課主幹、大野 舞主査
田窪幸司主任、関木浩司主任、井上裕章主事
黒田明良(いよぎん地域経済研究センター)
上甲いづみ(いよぎん地域経済研究センター)
- 欠席者 : 井上真由美委員、村上縁生委員、日野昌子委員
- 次 第 : 1 開会
2 会長あいさつ
3 自己紹介
4 議事
(1) 次世代育成支援行動計画(後期)の進捗状況について
(2) 子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
(3) 市が条例等で定める基準について
(4) 子ども・子育て支援新制度の地域(保護者)への
周知について
(5) その他
5 閉会

○事務局

では、皆さんおはようございます。

皆さんおそろいですので、1分ほど早いのですが、これから始めていき
たいと思います。

定刻になりました。ただいまより第3回伊予市子ども・子育て会議を開
会させていただきます。

本日の会議につきましては、委員総数19名のうち16名の御出席をいた
いており、過半数に達しておりますので、伊予市子ども・子育て会議条例
第6条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことを御報告させ
ていただきます。

それでは、上本会長から御挨拶申し上げます。

よろしく申し上げます。

○上本昌幸会長

改めまして、皆さんおはようございます。

随分もうたくさん雨が降りましたが、ちょうど昨日から私も障害を持っ
てる子供たちのキャンプの参加で1泊2日ですのような、今日はここへ出
席させてもらいました。とにかく雨がたくさんあつという間に降ってしま
いまして大変だったと思うんですけれども、そういう中で御出席ありがと
うございました。

本日は、本年3月15日以来となる第3回の子ども・子育て会議の開催に
なりますが、5月初めには学識者らで構成する日本創成会議、2040年の推
計人口を発表しております。20代から30代の女性人口、ちょうど子育て世
代であります。50%以上減るのは、県内20市町の65%13市町に上り、全
国の49%の15.2ポイントをも上回る事項により深刻な状況が浮かび上が
っております。そうした中で、この会議の持つ意義を再認識しておると
ころであります。

本日は、子ども・子育て支援の新制度の最重要課題であります子ども・
子育て支援事業計画の骨子案をお示しすることによって皆さんの御審議を
いただけたらと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

本会議の委員の皆様は、平成28年3月31日までとなっております
が、新年度に入り初めての会議ということで、委員の皆様方の変更もあり
ますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。

自己紹介の順番につきましては、お手元に配付の子ども・子育て会議関
係者名簿の順でお願いいたします。

では、よろしく申し上げます。

- 田中裕美子委員 失礼します。伊予幼稚園の田中裕美子です。1学期のほうもやっと終わって、まだ右も左もわかりませんが、今子育ての真ただ中なので、皆さんの今回の会議のいろいろ参考になればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 上岡慎市委員 失礼します。伊予市PTA連絡協議会会長の上岡と申します。私は佐礼谷小学校の会長もしておるんですが、佐礼谷も今全校生徒17名という中でやっております。ますますちょっと少なくなる一方なんですが、みんなで頑張っているいろいろな話題ができたかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 池内道子委員 失礼いたします。さくら幼稚園園長をしております池内と申します。どうかよろしくお願いいたします。
- 松本綾美委員 天使幼稚園園長代理で参りました松本綾美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 友沢祐一委員 済みません。今日配付の9番です。友沢と申します。よろしくお願いいたします。
- 中岡典子委員 名簿10番の中岡典子と申します。現在は伊予小校区放課後子ども教室のコーディネーターをしております。よろしくお願いいたします。
- 太森真喜恵 名簿19番で伊予市保健センターの保健師をしております太森真喜恵と申します。福祉保健事業を担当しております。よろしくお願いいたします。
- 坪内寛委員 11番の坪内 寛です。よろしくお願いいたします。
- 西村啓子委員 失礼します。13番の西村啓子でございます。よろしくお願いいたします。
- 谷本圭司委員 おはようございます。14番の伊予市内の小・中学校校長会のほうのお世話をさせていただいております港南中学校校長谷本圭司と申します。よろしくお願いいたします。
- 田中浩委員 失礼します。教育委員会事務局長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

- 片野美穂子委員 失礼いたします。今年度伊予市内公立幼稚園の役をさせていただいております伊予幼稚園の片野美穂子と言います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 武田淳一委員 福祉事務所長をしております武田と申します。よろしくお願いいたします。
- 大野京子委員 おはようございます。伊予市の保育協議会会長で、現在なかむら保育所園長をしております大野京子と申します。よろしくお願いいたします。
- 上本昌幸会長 伊予市社会福祉協議会の会長をしております上本昌幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 黒田里美委員 失礼いたします。8番の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 お手伝いをさせてもらっておりますいよぎん地域経済研究センターの黒田と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 同じくいよぎん地域経済研究センターの上甲と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 失礼します。本日司会をさせていただきます子育て支援課長の西川です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 失礼します。事務局になります。子育て支援課課長補佐の下岡です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 失礼します。子育て支援課大野と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 失礼します。同じく子育て支援課田窪幸司と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 失礼します。子育て支援課の関木と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 失礼します。子育て支援課の井上裕章と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 本日、村上縁生委員、日野昌子委員、井上真由美委員から欠席の連絡がございましたので、御報告いたします。

本日、お席に配付しておりますので、次第、委員名簿、伊予市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)、量の見込みの補正について、伊予市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書を御確認いただけたらと思います。資料1から資料5については、前もって配付いたしておりましたが、配付漏れや不足はございませんでしょうか、御確認をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局 それでは、伊予市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、これより先は上本会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○上本昌幸会長 それでは、今から進めさせてもらいますが、会長が進行ということになりますので、ふなれなものですけど、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず1番から入りますが、次世代育成支援行動計画(後期)の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。

それでは、伊予市次世代育成支援行動計画(後期)の進捗状況について御説明させていただきます。

まず、お手元に配付の資料「伊予市次世代育成支援行動計画(後期)・ダイジェスト版」をごらんください。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画となっており、期間は平成22年度から平成26年度までの5年間となっております。

11ページをごらんください。

こちらは目標事業量の設定ということで、子育て支援施策を推進するための目標事業量となっております。

次に、お手元の資料1、伊予市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況についてのほうをごらんください。

こちらは計画で定めた内容の平成24年度、25年度実績と25年度における担当課による評価を行っております。

まず、計画、先ほどのダイジェスト版のほうの①通常保育です。

これは、認可保育所の在籍児童数であり、平成26年度の目標608人に対し、進捗状況のほうに戻っていただきますと、2ページになります。基本施策2、保育サービスの充実№2、通常保育の部分になるんですけども、25年度実績では584人であり、目標の96.1%となっております。

次に、計画②延長保育では、目標4カ所、51人に対し、進捗状況№4、延長保育、実績では4カ所、50人とおおむね達成できております。

次に、計画③一時預かりでは、目標1カ所、1,250人に対し、進捗状況、ステージに戻りまして№1、一時預かり、25年度実績では1カ所、2,219人であり、目標の365%と大幅に目標値を上回っております。これにつきましては、制度の推進に努めたことにより、利用者数が大幅に増えたものと考えております。

次に、ダイジェスト版のほうに戻りまして、計画④病児・病後児保育では、目標は実施予定なし、進捗状況№2、病後児事業実績の値では268人となっておりますが、これは松前町のむかいだ小児科医への業務委託の利用者数となっておりますので、実際には未実施の事業ですが、今年度からはファミリー・サポート・センターを活用し、病児・病後児緊急対応強化事業に取り組むとともに、現在本市での単独実施に向けて調整を進めております。

次に、計画⑤放課後児童健全育成では、目標10カ所、464人に対し、進捗状況のほうは№6、放課後児童クラブ実績では、10カ所、347人でありまして、目標の74.8%となっております。市内中心部においては、待機児童の問題も発生しておりましたが、平成26年度からは新たに児童クラブを2カ所開設いたしましたので、目標値には届きませんが、待機児童の解消は達成できているものと考えております。

次に、⑥ファミリー・サポート・センター、⑦地域子育て支援拠点及び⑧放課後子ども教室については、既に目標値は達成している状況であります。

次に、⑨夜間保育から⑬の子育て短期支援（トライライトステイ）までについては、当初から実施予定はなく、未実施の事業となっておりますが、今後⑫及び⑬の子育て短期支援については、ファミリー・サポート・センターを活用し取り組んでいくことを計画しております。

以上で後期計画における数値目標に対する進捗状況についての説明を終わります。

○上本昌幸会長

ちょっと初めわかりにくかったんですが、今説明がありました点につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

○友沢祐一委員

済みません、資料1ですが、進捗状況、これのまず一つは2-14ですが、ここの基本施策のウの保育サービスの充実とございますが、ここの2番目のところの通常保育というふうに書いてあるんですが、保育所、通常保育というんですか、私ずっと指針読ませていただいても通常保育という言葉は出てこんのです。日常の保育というふうに書いてあるんですが、どっちが正しいんかまた保育園の専門の先生に教えていただきたいと思うんです。

それから、ずっと後のほうの最後から3枚目ぐらいの12-14ですか、伊予市次世代育成支援行動計画の進捗状況についてですけど、この中で基本施策3の5番目、これ通級指導教室というふうに書かれとんですが、通級指導教室というのは、場所を示すもんなんですね、場所を。ほやから、私はこれは通級による指導ではないかというふうに思います。

そして、この場合は、通級による指導の対象は、通常学級に在籍しとる者んだというふうに示してあります、ここには。ですから、そこを特別支援学級とかというのは対象になりません。だから、その言葉を入れとくと、やっぱりいかなのじゃなからうかというふうに思います。

それから、その次の9番、9番のところの学校に在籍する心身障害児等というのは、今は心身はとっております。心身はとっておりますので、やはりこれは省いて、その下にも心身というのがあります。

それから、11番のところの介助を行いというのがありますが、これはやっぱり、もう今は介助の時代じゃないんで支援の時代なんです。やっぱり支援に直すべきではないかなというふうに思います。

それから、最後14-14ですが、7番の文章の文末のほうですが、障害を持つ在宅のというふうに書いてありますが、これはもう平成2年にこの持つという言葉は使いません。平成2年に改正されました。障害のある、今の現実をそのときに見たときの様子で表記するようになっております。障害のあるというふうにです。やっぱりあとは、計画の中にもそれに関連した言葉が出てくると思うんですが、直していただいたらというふうに思います。お願いします。

○上本昌幸会長

今御指摘ありましたが、また検討して直していただきたらと思っております。

ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

もしありましたら、後でも構いませんので、出していただきたらと思えます。

それでは、これらの御意見として承っておきますので、次、2のほうに移らせていただきます。

次に、2、子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について、これ事務局お願いします。

○事務局

失礼いたします。

それでは、子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について御説明させていただきます。

お手元に配付の資料2、子ども・子育て支援事業計画（骨子案）をごらんください。

この事業計画（骨子案）は、市町村が実施主体として中心的な役割を果たすための5カ年の計画でありまして、国から示されている内容といたしましては、教育や保育あるいは一時預かり事業を含む子育て支援事業、これらの需要と供給の状況というのを計画の中に盛り込んでいくこと、そして需要と供給にずれがある場合には、これが待機児童と言われている問題でもあるわけですが、そのずれを整備していくということをしっかり計画に盛り込むということになっています。それが特に量的な側面になります。

また、質的な側面として、認定こども園の普及あるいは教育・保育・子育て支援の推進、そういった事項をこの計画に盛り込むことになっています。

先ほど進捗状況を御説明しました次世代育成支援行動計画は、平成17年度から平成26年度までの時限立法の次世代育成支援対策法に基づく計画であり、今後は市町村の判断による任意の計画となりますが、本市の考え方としましては、今後もこれまでの計画を踏襲する形で、子ども・子育て支援事業計画を構成しております。

中身を御説明する前に、委員の皆様にお断りをしておきますが、この骨子案につきましては、あくまでもこういう形式の計画になりますよといった段階のものでありますことを御理解ください。

あと中身をごらんいただくと赤字の部分が出てまいります、これらは前の計画がそのままの状態となっておりますので、このあたりは今後精査していきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただいて、目次のところをごらんください。

全体の構成につきましては、第1章では、支援事業計画の策定についてということで計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の策定体制となっております。この中で計画策定の趣旨あるいは計画の日付のところ、先ほど申しました次世代育成支援の行動計画を組み込んだというようなことを記述することを考えております。

第2章は、伊予市の子育て環境施策の現状ということで、1、人口・世帯の状況、2、子供に関する施策の状況、3、ニーズ調査結果の報告、4、前計画の進捗状況ということになっております。

第3章は、支援事業計画の基本的な考え方ということで、基本理念、考え方、基本目標といったような内容になっております。

次のページ、第4章では、子ども・子育て支援給付となっております、これらにつきましては、施設型の幼稚園・保育所の量の見込み、確保策についての内容となっております。

第5章は、子ども・子育て支援事業、これは国が定めております盛り込むべき事業の13事業プラス伊予市独自の事業を加えております。

第6章は、関係施策の展開ということで、体制であるとか、あるいはこの第5章に盛り込まれなかったことをプラスしております。

以上が計画全体の構成となります。

それでは、34ページをごらんください。

今回の計画の施策体系ということで、基本理念については、縦書きになっている部分ですが、「明るい未来 子どもの笑顔あふれる やさしいまち」ということで、次世代計画と同じとしております。

基本目標につきましては、次世代の計画に、1、幼児期の学校教育・保育の充実ということで、今回のこの計画のメニューとなるものを加えますが、特に基本理念につきましては、このままでいいのかどうかを御検討いただいたらと思います。

次に、35ページから58ページまでになりますが、これらの具体的な各部門ごとの事業、取り組み内容となりますので、これらにつきましては、今後します各担当部署で精査し検討してまいります。

次に、59ページをごらんください。

5、教育・保育提供の区域の設定ということで、これらにつきましては、国の指針により圏域ごとに量の見込み、確保策を明らかにし、盛り込むこ

とになっておりますので、こちらは第2回の子育て会議で御決定いただいた既得圏域の現在把握しております数字を記載しております。

次に、60ページをごらんください。

ここからは、量の見込みの確保策となりますが、これは今回行ったニーズ調査結果をもとに国が定めましたマニュアルに基づいて算出した数字であることを御理解いただけたらと思います。

幼児期の教育・保育の量の見込みということで、総合計でいきますと、量の見込み、1年目が、1号認定が346人、2号認定が570人、3号認定が360人となっております。

下の段になりますが、右端に実績といたしまして、幼稚園が384人、保育所が618人、その他928人という数字を入れております。

次の61ページからになりますが、こちらにつきましては、6圏域ごとの数字を入れております。

次に、68ページになります。ここからは、国が定めました13事業と市独自の1事業を加えた量の見込みと実績を国のマニュアルに基づき記載しております。

しかし、このやり方でいきますと実績に比べまして過大になっていると思われる箇所が何カ所が出てきております。例えば、69ページになります一番下の8、一時預かり事業、70ページになります右上の9番、延長保育事業、次の10、病児・病後児保育事業等につきましては、実績に比べますと量の見込みが極端に大きな数字となっております。これにつきましては、規制が必要となってまいります。国のほうといたしましても、これに対して7月10日付で市町村に対し補正の方法についての通知を出しております。お手元に配付の伊予市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）、量の見込みの補正についてをごらんください。本日配付しました資料になります。

A4の1枚物になりますが、両面印刷になりまして、裏面のほうの4番、病児・病後児保育事業を例に御説明いたします。

国のマニュアルにより算出しました量の見込みから、日常的、緊急時等に祖父母等に見てもらえると回答した割合を控除する補正の仕方もあるという提示がございました。これによりまして、量の見込み1年目、2,151人が補正により215人となります。しかし、このままでは25年度の実績268人を下回りますことから、実績を上回る数字に補正するといった作業を行ってまいります。国からの通知では、この補正については子ども・子育て会議等の議論を受けて、各市町村の判断で行えるとなっておりますので、本市といたしましては、その他の項目につきましても、お手元に配付の補正案をもとに補正を行いたいと考えております。

この支援事業計画につきましては、計画自体は26年度中に策定することになっておりますが、国のスケジュールからいきますと、9月までに量の見込みをある程度固めることになっておりますので、本日の会議で皆さんから御意見をいただいて、その後修正を行い、9月までにもう一度御確認いただいた上でおよその確保策を決定したいと考えております。

以上で伊予市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）についての説明を終わります。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

たくさんの方が出ておりましたが、一番初めに分厚い資料のほうの。

○事務局

会長さん、よろしいでしょうか。

34ページ、お聞きいただいたらと思います。

先ほども御説明しました基本理念の項目、黒枠であります、「明るい未来 子どもの笑顔あふれる やさしいまち」この部分につきまして、このままの形でいいのか、それとも新しいキャッチフレーズ的なものをまた考えていくのか、ちょっとそのあたりをもしよければ決定いただけたらと思いますが。

○上本昌幸会長

基本理念を一生懸命探した。どこまで……。この「明るい未来 子どもの笑顔あふれる やさしいまち」というキャッチフレーズ、出してもらうとりますが、これについていかがでしょうか。

これはどちらから、何かこう出どころは。

○事務局

前の計画の部分をそのまま引用してるんですけど、ですので、同じようにこれを引き継ぐのか、それとも新しい計画の中では新たなものを考えていくのかをなんですけれども、このあたりにつきましては、最終的には12月までに御決定いただけたらよろしいので、もしこのままでいいよっていうのであれば、もうこのとおりでいきますし、もしまた改めたものを考えていくのであれば、また次回のときにでも案を確認いただけたらと思います。

○上本昌幸会長

特に御意見ございませんでしょうか。

○坪内寛委員

私はもうこのままでいいと思います。

○上本昌幸会長

すべてを網羅しておるといふか、そういった基本理念ではあります。ほか、これで構いませんか。

これは最終的には、また目標ということになりますけれど、皆さんの御意見としてはこのまま生かしていったんでええやないやろうかいふことで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

そしたら、これらの「明るい未来 子どもの笑顔あふれる やさしいまち」これを生かしていってまいりたいと思いますが、これからもひとつ続けてつくってください。

○事務局

はい。

○上本昌幸会長

そのほかいろいろと説明をいただいたんですけど、今全部が全部ではございませんが、その中で何か御質問とか御意見ございませんでしょうか。どっからでも一番今日のところで大事なメインな部分ですので、よろしく。

○坪内寛委員

一つだけ、19ページ、ちょっと事前にちょっと読んだんですけど、19ページの開放という漢字、園庭の開放の漢字が、開くという字、解き放つの2カ所ある。文章の中の1、2、3、4、5、6、7行目のところの開放が開くとなってないんよね。

それから、10行目の保育所や幼稚園の園庭等の開放も解決の解になっておりますから、あれ直しといたらどうかな思いました。一つは以上です。

○上本昌幸会長

ほかございませんか。

○坪内寛委員

もう一つ、構んですか。

○上本昌幸会長

はい。

○坪内寛委員

目次の中の2ページの14に子育てガイドブックになつとらいね、14表題が。子育てガイドブックの作成事業、これは何ページか知らんけど、ガイドマップになつとるとこ、あれとどう違うんですか。やっぱり違いがあるんですか。

○事務局

まず、子育てガイドブックについてなんですが、今年度の新しい事業で
ございます。国の補助金を受けまして、これは結婚から出産、そして子育
て、そして今後子供たちを育てていくための環境、そしてその中にマップ、
子供たちが遊べる環境の場所のマップなどが入っておる新しいガイドブッ
クの作成でございます。今は現在この取り組みに入っているところでござ
います。

そして、もう一つの子育てマップの発行でございますが、これは以前に
子育てマップって言いまして、公園とかいろんな遊び場所とかをつくった
ことがあるんですが、それがそのまま残っておるような状態になっている
と思います。今後は子育てガイドブックのほうになっていくのだと思っ
ております。

以上でございます。

○坪内寛委員

骨子案の38ページが一番下の12のところは、子育てマップの作成になっ
たらいい、子育てマップの作成。ほてその右のところには、黒字の書いと
るところは、盛り込んだ子育てガイドブックを作成しますと書いとうろ。
ほやけんマップとガイドブックとがどう違うのかなと思ってちょっとすい
ません。ほれからさっきの2ページの表題との目次とが、一貫性があるん
かどうかだけちょっと、中身はちょっとわからないです。

○事務局

ただいまの御質問についてお答えいたします。

38ページの12番、子育てマップの発行の部分なんですけども、こちらに
つきましては、赤字となっております。赤字の部分につきましては、先ほ
ども御説明いたしましたように前の計画の部分のまま取りつけたよう
な状態になつとりますので、今後見直しを行いまして、子育てガイドブッ
クのほうとしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○坪内寛委員

ブックのほうに……。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○中岡典子委員

今西川先生がおっしゃったように、ガイドブックの中にマップも入れて
いくということでしょう。

○事務局

はい、今回。

- 中岡典子委員 そしたら、このところの表記をそれがわかるように、ガイドブックの中にマップが入るよってということが入れてあれば、坪内先生が今言われたことが解消できるんじゃないかなと思ったんですが。
- 事務局 内容の中に入れさせていただきます。わかりました。ありがとうございます。
- 坪内寛委員 表題がブックのほうが大きいなるわけやろう。
- 中岡典子委員 ブックの中にマップが入っていくという。
- 坪内寛委員 ほたら、マップが表題になつとらいね、これは。
- 中岡典子委員 この事業内容のところ大きく書いてあるから、ブックとマップと一緒にになったんやないかっていうふうに思えたんですよね。
- 坪内寛委員 それを直すと言った。
- 事務局 よろしいですか。
赤字の部分は、これは今までの行動計画の部分でございまして、今度新しくするのが、この中に今日出されまして、子育てガイドブックという形になります。今まで使っていたのが子育てマップですねというふうになっております。
- 坪内寛委員 修正をされるということで。
- 上本昌幸会長 そしたら修正をお願いします。
- 中岡典子委員 ちょっとあわせて構いませんか、質問を事務局さんへ。
新制度施行までのスケジュールイメージの資料を見ておりました、資料5ですが、9月に県にここでやった骨子案のようなのをつくり上げて県に報告するわけですね。その後でもう一回修正をして、3月に県へ提出とあります。そしたらこの9月から3月の間に県からの指導も受けて修正をするということがあり得るわけです。そしたら、骨子案についても細かい修正をしていくということで、これが完成品じゃないってということになりますね、違うんですか。

○事務局

それでは、資料5のほうを、ちょっと後から説明しようと思ったんですけども、先に御説明させていただきます。

資料5のほうに先ほど言われましたように、9月の予定のところ、伊予市子ども・子育て支援事業計画案の中間取りまとめを行い、県へ報告となっておりますんですけども、そちらにつきましては、先ほどの御説明の中でもこちらのほうから説明したんですけども、そちらは量の見込みです。ニーズ的なものと確保策については、9月ごろまでに県へ報告することになっております。こちらを中間的な形で県へ上げます。それが9月に行う作業になります。最終的には、これらこの計画全体をもう全ての文言なんかも確定しまして、それを3月までに今年度中に完成させるという作業があります。これでこの計画が完全に終わったことになりますので、でき上がるということになりますので、その作業がありますので、まず9月の段階では、数字的なものを固めていただきます。最終的には全体を仕上げますので、また委員さん皆さんに御迷惑おかけするんですけども、御協力をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○上本昌幸会長

流れがわかりましたが、それでは、全体通しまして、何かございませんでしょうか。
どうぞ。

○松本綾美委員

失礼いたします。
天使幼稚園として私立の幼稚園で伊予市のほうで幼稚園を運営させていただいてありますが、子育て支援事業計画（骨子案）の例えば45ページ、こちらは園の保護者のほうからちょっと質問があったりするような件があるんですが、福祉とかというような面では、分け隔てなくというか、どの子供たち、幼児たちにも同じような支援を受けていただいています。例えば45ページであれば、フッ素洗口であったり離乳食とか育児講座とか保健センターを通じて保護者が健診や子供たちの健康の確保ができていますんですけども、例えば食育の推進、唯一私立の幼稚園であるということから、なかなかこの計画に園が参加できていなかったりする部分があったりだとか、卒園した後、小学校に上がった子供たちについては、愛護班活動などいろいろな活動でいろいろな経験や出会いがあると思っておりますが、46ページ3番ですか、「伊豫国あじの郷づくり」というところですけど、キッズキッチンなども広報などでは保育所さんなどに行っていてはいるんですけども、天使幼稚園はそういうところに参加したいなという保護者がたくさんおられて、そういった中へ交流ができればいいなと、あと市

との連携が唯一一つ、私立が一つということで、ほかの市町村に比べると連携が組み合わされるんじゃないかと思しますので、これを機会にそちらのほうも協力などもいたしますし、環境整備として整えていただければいいかなと思っております。

もう一点です。平成25年伊予市次世代育成支援計画（後期）の進捗状況について、（平成25年度）という中で、10ページ、基本政策に子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進というところで、一番下の4番というところ、非常通報装置の設置、これも公立小学校に限ってなのかなと、ちょっとこれを見せていただいて、当園でも危機管理対策は十分に私立の幼稚園として愛媛県から運営補助費をいただいて運営しているため、いろいろな形で危険から逃れるように環境整備を整えておりますが、こういったことも連携がとれば、今のところ設置がないものですから、公立さんだけじゃなく、伊予市の子供たちが通っているという形でそちらのほうも改善ができればいいかなと思っております。

そして最後です。次世代支援行動計画の一番最後のページの14ページです。14ページの4番、幼稚園就園奨励費補助金ということで、実は昨年度愛媛県の私立幼稚園は、国と市町村、県等もそうですけれども、私立幼稚園に通う子供たちの保護者の方の出費というんですか、負担を負うということで、それぞれの市町村にも陳情活動を随分と行ってまいりました。伊予市のほうにも私も参加させてもらって陳情活動を保護者と一緒に参加させていただきまして、平成26年度より補助金のほうが少しアップしまして、保護者は喜んではいらんですけれども、国の設定基準程度にはまだまだ遠くて、こちらの骨子案のほうの57ページには、取り組み内容として、57ページの4番にも書いてはいただいているんですけれども、多子世帯に配慮して補助金額を増額しますというふうに書いていただいて、少し実は同一世帯の子供たちが2人幼稚園に通っているとという枠をとっていただいて、補助費が2人通っていると負担が多いでしょうからということで軽減されるように金額を大幅にアップはしていただいたんですが、子育てをしているお母さんたちにとっては、実は園児2人がいるよりも、小学生にお子さんがいて、そして園児がいるという家族のほうが、実は多いものでして、その枠がほかの市町村であれば、例えば小学校3年生までお子さんがいる家庭には大幅に上げますよとか、現在大幅にアップはしているんですけれども、伊予市のそういった子供たちへの子育てしやすい町にということには、まだまだ審議を重ねたり、陳情活動を行ったりしていく上で、どの子供たちにも同じような教育支援が行える、経済負担が少ないっていうところも大事かなと思っております、現在思っているところなんですけれ

ども、その辺のところを皆さんに知っていただきたく御意見を述べさせていただきます。どうか御検討よろしく願いいたします。

○上本昌幸会長

公立と私立ですか、私立の場合の立場を述べていただきましたが、できるだけそういった差を少なくしていくような努力、そういったことも大事だと思います。これはちょっと中身に入ってしまったけど、また御意見として承っておきますが、事務局、何かありますか。

○事務局

では、失礼します。

まず、食育の部門につきましては、今後伊予市内の公立保育所・幼稚園始めておりますが、是非天使さんのほうでも一緒に足並みをそろえて始めていきたいかなと思っておりますので、御意見本当にありがとうございます。今後ともいろいろな面でまたお声をかけながら一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ほかの部分については、教育委員会のほうの局長のほうがよくわかっているかなと思っておりますので、ちょっと局長のほうにお願いしたいと思っております。

○田中浩委員

お世話になります。

就園奨励費の件につきましては、先ほどお話しございましたとおり、とりあえず、とりあえずといいましたらあれですけど、県内の他市町の状況とか市の財政状況とか、ぜひ最大限できる範囲でということ、課長おっしゃいますとおり、小学生に第1子がおって、幼稚園に第2子が入ってくる場合、いわゆる国の中でいわゆる新制度という枠組みの中になりますが、新制度自体も適用しているのは松山市さんですか、ぐらいで、ちょっと他市町の今現状で状況を調べましたらそういうことなので、今後来年度に向かってもまたこのような会議の中で皆さん方も御意見、また諮りまして、やっぱり他市の状況とかも踏まえた上で、これは検討させていただけたらと思っております。市長さんも子育て世代への応援ということは、かなり御理解いただいておりますので、よろしく。

それと、非常通報装置については、あれはボタンを押したら警察署に通じるんです。あれは警察のほうと協議されたら、私立やけんいかんということはないと思っておりますので、そのあたりで。

○上本昌幸会長

いろいろつながりが見えてきました。また解決していただけたらと思います。

ほかございませんでしょうか。
お願いします。

○坪内委員

22ページ、骨子案の22ページの表の中の一番下の障害児保育の中の評価はまだできてなかったんかね、さっき私が聞き漏らしたかもしれませんが、それが1点と、その表の一番右の色づけたところ、事業名、評価、その右が空欄になっていますが、次のページもずっと全部空欄になっています。何かそこは入れるんでしょうか。26ページまでですか、全部右側の評価の右が空欄になっています。

それともう一つだけ教えてほしいことがあります。58ページ、58ページの表の10、11、12、13のところで、母子家庭と書いておきながら、右には今後は父子家庭に対しても業務を拡大します。そしてから、その次のところは、11はひとり親家庭になっています。それから12、13、また母子家庭と書いて、12の右には、何と書いておる、父子家庭の対象となったため、今後さらに事業の周知を図りますと書いとる。ほて表題は母子家庭にしとったら、どういうふうにして母子家庭だけやなしに父子家庭もですよというたらどういう周知を図るものか。13番も母子家庭と表題したら、父子家庭も対象となったため、今後さらに事業の周知を図ります。そしてら、表題を母子・父子としてもええし、ひとり親家庭としても、左の端の表題を全部統一してもいけないのか。母子なんかわざわざもう国自身が父子も入れるというんやったら、そこの10から11、12、13の表、事業名そのものを母子という言葉だけでしたらもうおかしいなるんじゃないのか、ちょっとこれは個人的な感想です。

以上です。

○上本昌幸会長

先ほどありましたが、わかることを説明お願いします。

○事務局

御意見ありがとうございます。

それではまず、22ページのほうなんですけども、事業名、評価の右側、説明欄の空欄になっておりますので、このあたりにつきましては、今後事務局のほうで検討しまして、加えたいといいます。

それからあと、9番とか11番、12番のところ空白になっておりますので、このあたりも何かの文言を入れて埋めたいと思っております。

それから、58ページになりますが、こちらの11番から13番あたり、このあたりにつきましては、まだ事務局としましても、また担当部署でもまだ見直しを行っておりません。ですので、今後提案する際には、このあたり

はきれいに埋まった状態で、見直しを行った状態で委員の皆様にご提案したいと思いますので、またよろしくお願ひします。

以上です。

○上本昌幸会長

あとの部分はどんなでしょう。58ページあたり。

○事務局

失礼します。

58ページの分につきましては、赤字の部分が今までの次世代の部分になっておりますので、言葉が5年前の言葉だったり、今の言葉に合っていない部分、たくさんあると思います。今後はこの部分を見直しまして、新しい文言で書いていきたいと思ひますので、御了解いただいたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○上本昌幸会長

先ほどの御意見等踏まえまして、また検討していい文章に直してください。

ほかありませんでしょうか。

どうぞ。

○中岡典子委員

済みません。

病児・病後児童保育事業についてですが、先ほど目標値の見直しのための補正案、国から出されているものを参考にして補正をするというふうにおっしゃったんですが、私は、是非ニーズに対しては補正しておかないといけないかなと思ひます。補正してもまた上回る状態になるだろうと思ひますが、これを事業に当たっていくのがファミサポなんですよ。今むかいだ小児科さんにお世話している形なんですよ。

○事務局

はい。

○中岡典子委員

松前町までやっていっているっていう実態です。今後続くのか、それとも伊予市で、これは民間の企業の関係の方とそれから伊予市として取り組みとの関係があるかと思ひますが、そこら辺が伊予市としては、お医者さんとかかわりがなくて、ファミリー・サポート・グループでやるっていうんだったら、ファミサポが相当充実していかないと対応し切れなくなるんじゃないかなと、ちょっと心配になるんですが、そこらあたりをどういうふうにお考えなのか、ちょっと聞かせてください。

○事務局

では、今の中岡委員のお話の内容でございますが、まず病児・病後児保育、確かに今働いている保護者の皆様方が多くなりましたので、突然のお迎えなどでかなり混乱を来している保護者の皆様方、多々あると思います。それで、今年度ファミリー・サポート・センターの中に、以前は緊急ファミリー・サポートって申しますが、この中に専門的な保育士とか看護師などが登録されております。その職員が大体今のところ10人から15人程度、今人数を把握しております。この職員が今年度11月からファミリー・サポートとしての特別な病児・病後児に対しての講習会を受ける予定になっております。11月と2月の2回、医師会のお話であったり、看護師からの病気に対してのお話であったり、栄養士からのお話であったりというふうな詳しい部門について、病気についての部門を受講する予定です。それで、一応3月までにそれができ上がりますして、4月からこのファミリー・サポート・センターの中で活動することになっております。先ほど申しましたように、大体15名の方ぐらいがおりますので、インフルエンザの大変な時期を除いては大体活動できるのではないかなと思っております。

なお、この方たちは、例えば保育所や幼稚園に子供をお迎えに行き、お母さんやお父さんがその時間が少し、例えばお昼ぐらいから帰りますっていったら、その間自宅で見てあげたりとか、病院に連れていく、送り迎えも全てできるようになっております。今現在、病児・病後児保育について、宇山小児科さん、上岡先生のほうです、内科・小児科さんのほうと今協議中です。今後伊予市においてできるだけ実施という形を取り組もうと今している段階でございます。

以上でございます。

○上本昌幸会長

少しずつ改善をされていくようということでございます。
ほかありませんでしょうか。

○坪内寛委員

細かいことでも。

○上本昌幸会長

どうぞ、どうぞ、言うってください。

○坪内寛委員

18ページ、それでつり合いがとれとんかどうかわかりませんが、表がグラフみたいなん2つありますが、その文章の学生、児童というのが左へ寄り過ぎとらへんですか、2カ所とも。小さいルビどんなんか、ちょっと私が読みながらちょっと気になったことを、表のすぐ上の文章です。地域子育て、ほで学生、児童というのが、文字が左へ寄り過ぎと

んかなと、勝手なことを思っております。

それから、25ページ、25ページの1の表の中に、再掲というのが、通常保育、再掲、放課後児童クラブ、再掲、それから一番下の表の子育て支援ホームヘルプサービス、再掲と書いています、枠をして。そのときに読みながら、何ページやったんじゃろうか、そのときに読みながら何ページなったんじゃろうかとちょっと読みながら感じたんで、そこをぱっともとのところへ返りにくかったんですよ、再掲はと。そしたら、これだけまだ空欄があるんやったら何ページで再掲、ページ何とかというふうに入れてもらったら、何ページやったらここに書いとったんじゃなというんが大変わかりやすいなという、個人的に思ったんです。再掲という言葉のそこにはページを、前の一番大もとのページを入れといたら、ぱっとそこへもう一回目を通すことができへんかなと思ってそんなことを言いました。まだほかにも再掲のところはありました。

以上です。

○上本昌幸会長

御意見として検証しとってください。

ほかありませんか。

○谷本圭司委員

済みません。昨日私、教職員が伊予市の特別支援教育の研修会があつて講演があつたんですけども、その中で講師の先生が、これからの子ども・子育て会議の方向性というか、その中身、インクルージョンという言葉というか、インクルーシブ教育、このあたりの内容をやはりまいた上での教育を、学校も地域も進めていく必要があるんじゃないかという御指摘があつて、我々学校でもどうしていくかというのを昨日意見しようとしたわけなんですけど、そのあたり基本方針というんでしょうか、この中ではページでいけば30ページとか32ページとかそのあたりの日ごろの表記としては、やはりそういう言葉も記載した方向性というのを、まだこれ赤字ですのでこれから変わっていくんだろうと思うんですけど、そのあたりを入れておく必要が、これからは数年間先を見通し上では必要ではないのかなと、そういうのを昨日講演を聞きながら感じたものですから、言わせていただきました。そのあたり友沢先生、どんなでしょうか。

○友沢祐一委員

もうそういう方向に、障害者基本法の中でそういうのを皆全てうたってますから、やっぱり共生社会、そういう何で、これを私のほうも福祉計画策定審議会なっておりますけど、そこらあたりも絡み合わせて全体的によしとしてと進めていくか。私が一番思うのは、学校の先生方がもっともっ

と特別支援学校にいい先生もおいでますから、法律的に来さすことは幾らでもできるんです。学校教育にもちゃんと示してあるんですから、支援せんといかんということが示してある。そういうのを活用してどんだんどん一回したからそれで身につくかというたら、そんなこと絶対がない。私はもう45年やりよるのですけど、全部新しく考えます。やっぱりそういう考え方でいかんと障害児教育についてはだんだんと難しい。今校長先生言われたように、やっぱり頭出ししていったほうがいいんじゃないかと思えます。

○上本昌幸会長

精神的なことです。

○友沢祐一委員

以上です。

○上本昌幸会長

構いませんしたか。

○谷本圭司委員

はい、そういう、やはりそういう今言われた共生社会とかインクルージョンとか、そういうのも計画の中にどっかにやっぱり言葉としては入れたほうがいいんじゃないかなという気がしたもんですから、以上です。

○上本昌幸会長

ほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

それでは、いろいろ御質問、御意見いただきましたので、一番大事な骨子案の有無につきまして御意見いただいたわけですが、これはまた次、9月ですかね、今度。直した形で見せていただきたいと思います。

それでは、(2)の支援事業計画(骨子案)につきましては、以上で終わります。

次、(3)の市が条例等で定める基準について、これについて説明を。

○事務局

失礼いたします。

それでは、資料3-1、(仮称)伊予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要についてをごらんください。

まず1、条例制定の背景についてですが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から実施することとなっております。これにより特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を各市町村が条例で定める必要があります。

次に、2、条例の概要ですが、新制度では、市町村は施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育給付（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになります。

次に、3、条例制定の考え方ということで、今回定めようとする基準につきましては、本市の実情に国の定める基準とが異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準をもって本市が条例で定める基準とすることを考えております。

次に、4、従うべき基準と参酌すべき基準ということで、国の定める基準には、市町村が条例で制定する上で必ず従わなければならないという従うべき基準と国の定める基準を十分参照した上で地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる基準、参酌すべき基準がございますので、御理解をいただいたらと思います。

それでは、2ページをごらんください。

子ども・子育て支援新制度について、(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業についてということで、新制度における給付、つまり財政支援を受ける施設や事業区分の表となっております。

その下の(2)施設型給付等の施設対象となる子供の認定区分についてということで、新制度では、1号から3号までの3つの認定区分に分けられますが、区分ごとの対象年齢、認定要件、対象施設、対象事業の表となっております。これまでも御説明があったかとは思いますが、まず1号認定というのは、対象年齢であれば誰でも利用できるということ、2号、3号については、保護者の労働、疾病、そのようなさまざまな事由に該当するという点について市町村の判断を必要とします。

3ページをごらんください。

まず、特定教育・保育施設の運営に関する基準について、項目、国の示す基準の主な内容、先ほど御説明しました従うべき基準と参酌すべき基準の区分、本市の考え方について記載しております。主なものにつきまして

御説明いたしますと、まず利用定員について、認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とすること。幼稚園については特に定めはありません。そして、認定こども園、幼稚園及び保育所は、1号から3号の認定区分ごとに利用定員を定めます。

次に、応諾義務ということで、新制度において市町村の定める支援事業計画に手を携えて協力するという観点から、お子さんの受け入れについては、利用の申し込みに対して正当な理由がない場合は、必ず受け入れてくださいという仕組みになります。

次に、選考ということで、利用定員を超える申し込みがあった場合の選考について、認定こども園または幼稚園の1号認定の場合は、抽せん、先着順、設置者の理念、基本方針等に基づく公正な方法により選考しなければなりません。

また、認定こども園または保育所の2号、3号認定の場合は、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう選考することになります。

次に、4ページをごらんください。

真ん中あたりになりますが、利用者負担額等の徴収ということで、特定教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収ができる規定のほか、日用品、文具等の購入等の実費徴収をできることについて規定しております。

次に、5ページをごらんください。

一番上になりますが、評価ということで、特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の質の強化をみずから行い、常にその改善を図らなければならないこと、定期的に保護者等または外部の者による評価を受けて結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないことを規定します。

次に、一番下になりますが、苦情解決等ということで、苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置等をしなければならないことを規定します。

次に、6ページをごらんください。

事故発生の防止及び事故発生時の対応ということで、事故の発生または再発を防止するための対応方針等の整備を規定します。

次に、7ページをごらんください。

ここからは、特定地域型保育事業の運営に関する基準と経過措置等について記載をしております。

続きまして、資料3-2をごらんください。

(仮称)伊予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要についてになります。

まず、2、条例の概要ですが、新制度では、家庭的保育事業等は子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置づけられ、原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業です。

次に、3、条例制定の考え方ということで、今回定めようとする基準につきましては、本市に実情に国の定める基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準をもって本市が条例で定める基準とすることを考えております。

2ページをごらんください。

ここでは、それぞれの事業の名称及び事業概要を記載しております。

次に、3ページをごらんください。

こちらは、家庭的保育事業に関する基準になります。

まず、家庭的保育を行う場合に配置する職員を規定し、職員数では、家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数を規定します。

次に、設備・面積では、乳幼児の保育を行う専用部屋の面積と屋外遊戯場の面積をそれぞれ規定します。

次に、給食では、給食の提供方法、調理設備、調理員について規定します。

次に、連携施設では、保育所等との連携ということで、居宅訪問型保育事業等を除き家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後に満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が計画的に提供されるよう、連携協力を行う保育所・幼稚園または認定こども園を確保しなければならないことを規定します。

次に、嘱託医では、嘱託医を置かなければならないことを規定します。

次に、4ページをごらんください。

ここでは、小規模保育事業のA型、B型、C型に関する基準についてそれぞれの項目を規定します。

以下、5ページでは、居宅訪問型保育事業について、6ページでは、事業所内保育事業の保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）について、7ページでは、小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）について規定するものです。

次に、資料3-3をお願いいたします。

(仮称)伊予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要についてになります。

まず、イ、条例の概要ですが、新制度では、放課後健全育成事業の放課後児童クラブですが、対象者はおおむね10歳未満の児童から小学校に通学している児童と範囲が拡大されました。

主な基準としまして、指導員数、児童の集団の規模、施設のスペース、開所日数、時間等については条例で定めますが、運営についての重要事項に関する運営規程は、放課後児童クラブごとに定めることとなります。

次に、3、条例制定の考え方ということで、今回定めようとする基準につきましては、本市の実情に国の定める基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準、従うべき基準、参酌すべき基準をもって本市が定める基準とすることを考えております。

裏面をごらんください。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準となります。

まず、従事する職員について、これまでは無資格者でも運営が可能となっておりますが、新制度では、事業所ごとに放課後児童支援員有資格者等で都道府県の行う研修を終了した者を置かなければなりません。

次に、児童の集団の規模では、一つのクラスの規模はおおむね40人までと規定します。

次に、施設整備では、専用区画の面積を児童1人当たり1.65平方メートル以上と規定します。

開所時間では、平日3時間以上、休日8時間以上を原則としますが、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻、その他の状況等を考慮して事業所ごとに定めます。

次に、資料3-4をお願いします。

保育所短時間認定における就労時間に係る下限の設定について、1ページをごらんください。

新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行うこととされています。具体的には、両ともフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合を想定した保育標準時間利用、両親の両方またはいずれがパートタイムで就労する場合を想定した保育短時間利用の2区分となりました。その場合の保育標準時間の就労時間の下限は、1カ月当たり120時間程度とすることを目途とすることとされましたが、保育短時間の就労時間の下限は、1カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とすることとされました。このため、本市においても保育短時間利用をする場合の親の就労時間に下限を設定する必要があります。

次に、3ページをごらんください。

この一番下になりますが、3、対応方針ということで、本市における保育短時間認定に係っての就労時間の下限は、現行どおりの1カ月当たり64時間とします。参考までに近隣市町の状況では、ほとんどが64時間で検討を行っているところです。なお、就労時間の下限については、既存の保育所や幼稚園の認定こども園への移行状況などを考慮し、今後適宜見直しを検討します。

以上が条例等で定める基準についての説明を終わります。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

それぞれ中身が難しくなってきましたが、先ほど説明していただいた中で御質問ありますか。

○坪内寛委員

一つだけ、言葉のことで質問を、勝手なことで申しわけないんですが、3-2の資料、資料3-2の5ページ、資料3-2の5ページのところに、保育の内容の①は、障害を「障」に平仮名で「がい」と書いています。ほて一番下の連携施設の最初も障害を平仮名で書いていますが、その文章の2行目のところへ行きますと、障害児と「害」を漢字で書いたりまさいね。こんなんはやっぱり専門用語でここはこれでいいのかどうかちょっとわかりませんが、先ほどの骨子案は全部漢字で書いとったと思うんですが、統一はどんなんかなと思っただけ、気がついたことだけ言っておきます。

○上本昌幸会長

また御検討ください。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

それでは、ないということですので、3のほうは以上で終わりたいと思います。

続いて、(4)の子ども・子育て支援新制度の地域（保護者）への周知についての御説明をお願いします。

○事務局

失礼します。

資料4のほうをごらんになっていただけたらと思います。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりますということで、伊予市内の各部署5カ所におきまして、今年度新制度についての説明会を開きたいと思っております。

まず最初、9月30日から始まりますが上灘、そして10月2日下灘、そして10月7日中山、10月21日うえの保育所、そして10月28日は中央公民館で行いたいと思っております。

なお、この5回に参加できなかった方は、支援センターのほうがまた11月にもう一度最後に予定しておりますので、そちらのほうを御利用していただくことになっておりますので、よろしくお願ひできたらと思います。

このチラシについては、各保育所、幼稚園、天使幼稚園さんもお願ひできたらと思うんですが、あと保健センターの健診の際にこの日程のチラシを皆さんに配布していただいたらと思っております。

それと、チラシに際しましては、市広報ですね、市の広報のほうにも載せるようにしますし、ホームページのほうにも載せるようにしますので、またそちらのほうも保護者の皆様方にお声をかけていただいたら助かりますので、該当の方々、よろしくお願ひできたらと思います。

以上でございます。

○上本昌幸会長

今の新制度の地域（保護者）への周知につきまして説明があったわけですが、何か御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

そしたら、このような形で進めてまいりますので、またいろんなところで御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、(5)のその他について、事務局から何か今から説明をいただきます。

○事務局

それでは、資料5のほうをごらんください。

先ほども御説明しました新制度までの施行までのスケジュールイメージということで、これはあくまでも平成27年4月1日からの施行を想定しておりますので、御理解ください。

真ん中あたりになりますが、26年9月のところからです。条例制定等による案件規定の整備ということで、先ほど御説明しました資料3-1から3-3までの基準につきましては、9月議会のほうに条例化をしまして上程することとしております。そして、その下につきましては、先ほども御

説明しましたので、省略をさせていただきます。そして10月からになります。こちらにつきましては、支給認定等に係ります制度管理システムが運用開始されます。そしてもっと下になりますが、27年4月から子ども・子育て支援新制度によるサービスが開始されて、10月から、これまだ予定ですけれども、消費税10%引き上げによりまして本格施行ということで、新制度の恒久財源とするため消費税10%によって確保する増収分のうち約0.7兆円が新制度に充てられることとなっておりますので、この時点で初めて本格的な施行となる予定となっております。

以上です。

○上本昌幸会長

以上ですか。

○事務局

続きまして、よろしいでしょうか。

○上本昌幸会長

はい。

○事務局

先ほどの各5カ所においての説明会の際に皆様をお願いしておきたいんですが、保護者説明会対象は、幼稚園、保育所、そして今まだ在宅でおるお子さんについて説明会を開きたいと思うんですが、その際に終了次第、簡単なアンケート調査を行いたいと思っております。今会利用の部分でちょっと調整若干行うところがあるんですが、保護者の皆様がどういう御意見を持っているかというニーズをより深く把握したいと思っておりますので、その旨御了解していただけたらと思います。

続きまして、先ほど御説明申し上げましたが、伊予市子育てガイドブックについてですが、このガイドブック、少し簡単に御説明させていただきます。

まず、一番最初に、子育てカレンダーっていうものを入れさせていただこうと思っております。

次に、妊娠おめでとう、赤ちゃん誕生、そして障害のある子供のために、ひとり親家庭のために、そして子供を預ける、小学生になったら、そして先ほどマップのことが出ておりましたが、お出かけしませんかっていうふうな項目になっております。また詳しいことをこれから話し合いながら進めてまいりたいと思っておりますので、またでき上がったら皆さんに御提案させていただけたらと思っております。

続きまして、次回の子ども・子育て会議についてですが、先ほどお話がありましたように、量の見込みが入ってから行いたいと思っております。

8月末か9月初めになろうかと思しますので、皆様方今回急に御案内を差し上げて大変申しわけなかったのですが、次回はそのようになる予定になっておりますので、どうぞよろしくお願ひできたらと思ひます。

以上でございます。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

○事務局

済みません、もう一点でございます。

今回、以前は土曜日の午後からというお話でした。今回子ども・子育て会議も土曜日の午前中についてということでしたが、次回はどのようにいたしまししょうか。土曜日の午前中または平日がよろしいでしょうか。どちらがよろしいか、そちらのほうをまたお尋ねさせていただいたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○上本昌幸会長

どういたしまししょう。土曜日の午前中、土曜日の午後、そういったことでも出されておりますが、土曜日の午前中がいいと思われる方、今日の会議みたいな、午後のほうがよいと。

○事務局

平日。

○上本昌幸会長

平日か。平日のほうがいいと思われる方。平日がいいと思われる方と土曜日の午前、午後、その3つでちょっと挙手をお願ひしたいと思ひます。平日がよいと思われる方、はい。土曜日の午前中、はい。土曜日の午後、午前中がちょっと多かつた気がします。

○事務局

恐れ入ります。どうもありがとうございました。

では、次回も土曜日の午前中に行いたいと思ひます。時間のほうは9時30分から今日と同じになると思ひますので、どうぞよろしくお願ひできたらと思ひます。

○上本昌幸会長

せつかくの会なんです、全体を通しまして、またそれ以外のところ、この会に対しましてですが、何か御意見、御質問そんなことがありましたら、ちょっと時間をとりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○友沢祐一委員

資料をできるだけ早くいただきますと、私なんかもう年とつたから、こんないたひてからこれ全部目よう通さんのです

よ、ほかの仕事もありますもんで。済みませんが、お願いします。

○事務局

申し訳ございませんでした。

○上本昌幸会長

もうよろしいでしょうか。

○坪内寛委員

いや、もう一つだけ。私この会は直接関係はないんですが、これ最初読まさせてもらいよりまして、子供の数が減りよると。一つは少子・高齢化で未婚化と、未婚化、結婚しない人が増えよると書いとるんよね。伊予市がこれから発展するのに生まれた子供だけのことをここに細かくしよるけれども、一方では子供がだんだんだんだん減っていきよると。大もとの子供を増やす方法を考えないかんと思うのは、私らの年代の人と近所の辺の人と話しよりますと、こう言うんです。わしとこも娘もおるんじゃけど、もう年ごろじゃけんおまえ結婚せんかって言よつたら、娘が怒ると。怒られるんで怖いんじゃから、お父さんが。でも親としては、もう年ごろが来たんじゃけん結婚してくれという気持ちが強いわけです、親は。ほして、でも娘にそのことを言うと、もう娘に何か要らんことせんでええとか、要らんこと言わんでええとかというような感じで、ほて昔は近所のおせっかい屋さんみたいな人がおって、あんたとこのあんたはもうまあ年やけん結婚せんかいというて平気で言うんやけど、おせっかいを焼く人がおってくれよつたけれども、そういう人がいないので、もう親としてはどこへ頼んでいってええやらわからんと。娘とも直接対話だけでは話が進まんと。そしたら、今のとこ、結婚の窓口みたくないものを市はもうしよるんですかね、どこかで、結婚相談窓口として。とにかく対策をしなかったら、少子化しよります、少子化しよりますで、ほんだら市として具体的な対策も何も立てずに、具体的なこともせず子供は減る一方ですよじゃのと言よつたんでは、またとにかくほで親は、直接子供さんを持っている、娘さんや息子さんの適齢期を持っている親は、何か結婚はさせたいと思いながらもうまくいかんと、そういう気持ちの……、話す人がおります、私の南伊予でも。そしたらこれについての何かを施策の中で議会かどこかで市の全体の中で考えてもらえる方法はないのかなということの一つ思っています。

それからもう一点は、農業ですが、農業も高齢化して、私らが70を超えた者が農家の中心で、いやいやでもせなんだらもう荒れてしまう。ほたらこのままでずるずるずるずるいったら、構んのですかね。年とっていきよるんですから、農地は荒れてしまうんです。そしたらもう農地が荒れる一

方になるん、わかっとなです、年齢的に70代の方が亡くなっていったらね。伊予市で住宅特区、市のここに市役所の関係で偉い人もたくさんおりますので、いつかの機会に住宅特区みたいな市街化の、私も農業委員しよったときにお話はしたんですけど、伊予市は市街化調整区域じゃから、市街化調整区域だから宅地が建たんのじゃという説明だけなんです。アベノミクスはどんどんどん特区を決めよる。何々で世の中を変えていかなんだったら、今の現状を繰り返しよったんでは日本の発展はないという国の安倍さんらはそういう発想で中央のほうでしよる。調整区域、調整区域っていつまででもその言葉でしよったんでは、伊予市の発展はないな。住宅特区みたいななんをつくって、この地域を全部住宅地にしますと。東温市が愛大の横に大きな大きな住宅地をつくりよらいね。ああいったものが伊予市にもやっっていかなんたら、人口が減りよりますよという現状認識のまままだ繰り返しよって、そういったこと、子供が減りますね、減りますねというだけで、本当の行政施策をしよるのかと。行政としての本当の仕事を、これからの行政というのは、こうあるべきだという新しい施策を打ち出せれんのかということ、僕はこれから真剣に考えないといけないのじゃないかなというして、そういったもののほうが、本当はこれからだいぶ伊予市は新しい発想でやりよるがやと、新しい着眼点を決めて思い切ってやり出したがやと。そういうものが国の法律で縛られた調整区域だからといって部長さんは説明した、それで終わりですので、これでは現状維持で何しとったらええんかと、そうではなくて、改革をどうしていくかだけは、これから伊予市はしていかなかったら、おいおい細りになるんじゃないかなというように、個人的に思います。この子ども・子育て会議の中で思ったことが2点、以上です。

○上本昌幸会長

それでは、いろいろたんさん御意見出していただきました。皆さんから出てきました御意見、御要望の処理につきましては、会長に御一任いただけますでしょうかということですが、構いませんでしょうか。

○事務局

お願いします。

○上本昌幸会長

また、先ほど少し早目に資料をいただけたら目を通す時間があると思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局

御迷惑をおかけしました。

○上本昌幸会長

それでは、今後事務局とまた調整をしながら進めていきたいと思しますので、皆さんの御意見はないようでしたら、以上で会議を終了したいと思います。

本当にありがとうございました。

○事務局

上本会長様、どうもありがとうございました。委員の皆様には、お忙しい中、円滑な議事の進行に御協力を賜りましてありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第3回伊予市子ども・子育て会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。